

3 福祉サービス利用者の権利擁護

現状と課題

認知症高齢者や知的障がいのある人の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行う時に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（旧 地域福祉権利擁護事業）があります。

今後は、認知症高齢者の増加とともに、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などに関する相談の増加が予想されます。

これらを踏まえ、本町においても成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められます。

成年後見制度とは？

- 自分で財産管理や介護等の契約行為が困難であったり、悪質商法の被害に遭う恐れがある人を法律的に保護する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。
- 法定後見制度は、判断能力の程度に応じ補助・保佐・後見の三段階に分かれ、医師の診断書を添えて本人や配偶者などの親族等が家庭裁判所に申し立て、補助人等を選任してもらいます。身寄りがない人等については町長に成年後見の申し立て権が与えられています。
- 任意後見制度は、本人が自ら選んだ任意後見人に対し、将来判断能力が不十分になった時の生活や財産管理等に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する制度で、任意後見人と公正証書により任意後見契約を締結しておく制度です。

日常生活自立支援事業(旧 地域福祉権利擁護事業)とは？

- 成年後見制度の対象とはならないまでも、判断等の支援が必要な人を対象として、社会福祉協議会でされています。
- 福祉サービスを利用するにあたって必要な手続きや利用料の支払い、苦情解決制度の手続きなどを、本人との契約により助言・相談、代行、代理等の方法により援助します。

町における施策の方向

- | | |
|---------------------|---|
| 権利擁護に係る制度の周知 | <ul style="list-style-type: none"> • 「広報ながいずみ」やホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、成年後見制度や社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。 |
| 高齢者や障がいのある人の権利擁護の推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 地域包括支援センターにおける包括的支援事業の中で、高齢者等を対象とした権利擁護事業を実施します。 • 認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の成年後見制度の利用を支援し、権利の擁護を図ることを目的とする成年後見制度利用支援事業を実施します。 |

社会福祉協議会における施策の方向

- | | |
|---------------|---|
| 日常生活自立支援事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 「福祉ながいずみ」やホームページ等を活用し、日常生活自立支援事業を周知し、利用を促進していきます。 • 日常生活自立支援事業をより多くの人々が利用できるよう、利用者に対して利用料の一部を助成し、負担を軽減する日常生活自立支援事業利用料助成事業の実施を検討します。 • 担当職員・生活支援員の資質向上に努め、円滑な日常生活自立支援事業の実施体制を確保します。 <p>《具体的な事業》</p> <p>「福祉ながいずみ」発行事業、ホームページ運営事業、日常生活自立支援事業</p> |
| 成年後見制度への支援 | <ul style="list-style-type: none"> • 「福祉ながいずみ」やホームページ等を活用し、成年後見制度の利用促進に向けた周知を強化します。 • 成年後見制度を利用する際の相談援助、斡旋、調整を行います。 <p>《具体的な事業》</p> <p>「福祉ながいずみ」発行事業、ホームページ運営事業、成年後見制度の活用・啓発</p> |